

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 情報セキュリティ基本方針

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が取り扱う情報資産には、利用者や職員の個人情報のみならず、業務上の重要な情報など内外への漏洩等が発生した場合に重大な事態を招くおそれのあるものが多く含まれます。

事業団は、取り扱う情報資産を事故、自然災害、犯罪などの脅威から守り利用者や地域社会の信頼に応えるため、次のとおり情報セキュリティ基本方針を定めます。

1 適用範囲

本方針は、事業団が業務上取り扱う情報資産（個人情報を含む）を適用範囲とします。

2 情報セキュリティ管理体制の確立

事業団は、情報資産の保護及び適切な管理を行うため、情報セキュリティ管理体制並びに情報セキュリティインシデントへの対応手順を定め、情報セキュリティ管理体制を構築します。

3 職員の取組

職員は、情報セキュリティの重要性について共通認識をもち、情報セキュリティのために必要な知識等の習得に努めるとともに、職員が行うべき情報セキュリティ対策を定めた情報セキュリティ管理基準を遵守します。

4 法令遵守

事業団は、情報セキュリティに関する基準や関係規程を遵守します。

5 違反や事故等への対応

事業団は、情報セキュリティに関わる違反や事故等が発生した場合には適切に対処するとともに、再発防止に努めます。

6 継続的な改善

事業団は、情報セキュリティの維持・向上に継続的に努めます。

令和4年6月

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団理事長